

# 道路交通法が改正になりました



平成26年6月1日に道路交通法の一部が改正となり、免許の申請には質問票の提出が必ず必要となりました。

- 質問票の記載は必ず申請者本人が自書してください。代理人の記載については原則認めません。
- 虚偽の申告が発覚した場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

質問票	
次の事項について、該当する口に(チェック)印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまったことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体内にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
群馬県公安委員会 殿	平成〇〇年〇〇月〇〇日
上記のとおり回答します。	回答者署名 <u>赤城 太郎</u>
(注意事項)	
1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)	
2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	
3 提出しない場合は手続きができません。	

必ずどちらかにチェックを入れてください。



病気等で免許の取得や更新に不安のある方は事前に下記までご相談ください。

〒371-0846 前橋市元総社町80番地4

群馬県総合交通センター内 1階 適性相談室

TEL 027-252-5329(直通)

受付時間 9時~16時